

安城市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成31年1月24日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 武 田 文 男

行政監査に係る措置の通知書（社会福祉課）

平成30年2月22日監査結果報告分（平成30年12月14日現在の措置状況）

市が事務を行う任意団体について

1 個別指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	団体規約において会費が規定されているが、途中入退会の会費について定めがなく、運用で減額している。収入の根拠となる規約の整備をされたい。
	措 置 状 況
	安城保護区協力雇用主会規約第14条第2項に「ただし、年度途中に入会した会員は、入会した年度の年会費を1,000円とする。」と追記し、総会で承認を得て規約を改正した。（平成30年4月21日施行）

2 全体共通指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	金銭出納簿が整備されておらず、検査もされていなかった。金銭出納簿と預金残高の確認を毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録として残されたい。
	措 置 状 況
	金銭出納簿を整備し、会長、会計、事務処理担当者（事務局職員）で毎年9月と3月に検査を行うこととした。 平成30年度より金銭出納簿を整備し、収支が把握できるように運用している。また、毎月、事務局が金銭出納簿と通帳との照合を複数人数で行い、その記録を金銭出納簿に残すこととした。